

第4次公募の内容について

今回（第4次公募）の高収益作物次期作支援交付金は、今年1月の緊急事態宣言の発令から終了までの1～3月について、平年の2割以上減少した月があると国が認める農産品目の生産者を対象に、次期作で前向きな取組を行う際に必要となる掛かり増し経費に対する支援であり、減収を補填するものではありません。

対象品目

＜全国共通＞

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① メロン | ③ 香酸カンキツ（すだち、かぼず、ゆず等） |
| ② つまもの類（わさび、穂じそ等） | ④ 切り花（花の苗や鉢物は対象外） |

＜都道府県域＞

※ 鹿児島県内では、全国共通品目のみが対象。

対 象 者 次の1～3のすべてに該当する人

1. 今年1～3月の対象品目の売上が、基準年の同時期より減少した生産者（出荷実績があるまたは廃棄により出荷できなかった生産者）

※ 基準年とは、前々年もしくは平年であり、具体的には、今年と次の①～④のいずれかを比較し、減収額を算出

- ① 平成31年 （前々年）の1～3月
- ② 平成29年～平成31年（3年間）の1～3月の合計の平均
- ③ 平成28年～平成31年（4年間）の1～3月の合計の平均
- ④ 平成27年～平成31年（5年間）の1～3月の合計の平均

2. 収入保険加入者は、保険金等を算定する際に、本交付金の交付額を収入として計上

3. 収入保険未加入者は、共済組合との保険設計の相談等、加入に向けて具体的な検討を行う

交付単価・交付対象

交付額は、令和3年1～3月の売上減少額の合計の8割まで。

売上が減少した品目の対象期間中の出荷面積を対象に、高収益作物の次期作に向けた取組を行う面積については、次のとおり。

＜基本単価（5万5千円/10a）＞

- ※ 同一ほ場で次頁①～⑧の取組項目から2項目を選択し、実施する面積。
- ※ ⑧から選択する場合、a～cのうち前回とは異なる取組項目を選択。

＜施設花き等（80万円/10a）＞

- ※ 同一ほ場で次頁①～⑦の取組項目のうち、③の取組項目は必須、ほかに1項目を選択し、実施する面積。

＜施設果樹（25万円/10a）＞

- ※ 同一ほ場で次頁①～⑦の取組項目のうち、2項目を選択し、実施する面積。

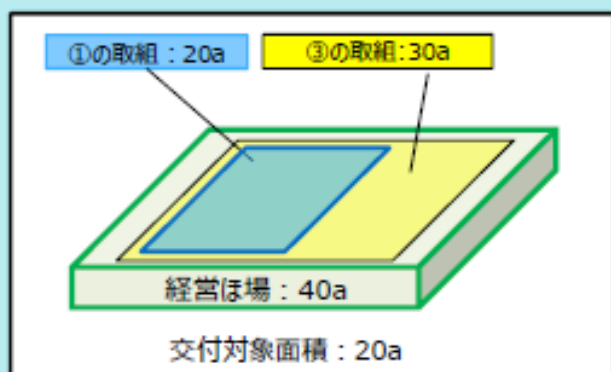
取組類型	取組項目	交付対象面積
ア 生産・流通コストの削減に資する取組 市場価格の下落や観光農園での来客減少などにより、販路の変更を余儀なくされた生産者が、機械化体系や大型コンテナなどを導入することにより、生産・流通コストの削減を実現	① 機械化体系の導入 ※ 購入, レンタル, リース (いずれも可)	導入機械の利用面積
	② 集出荷経費の削減に資する資材の導入 (大型コンテナ, 通い容器等の導入)	利用する品目の作付面積
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組 新たな販路開拓転換を有利に進めるためには、特色ある高収益作物の生産性の向上, 高品質化を一層推進する必要があることから、産地で戦略的に推進する品目や栽培技術の転換に要する資材等の導入を推進することにより、生産体制の強化を実現	③ 品目・品種等の導入 (栽培技術の転換等)	作付面積
	④ 肥料・農薬等の導入 (転換に必要な資材導入等)	取組実施面積 (資材導入面積)
	⑤ かん水設備の導入 (品質向上に必要な機器等の導入)	取組実施面積
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 新たな販路開拓や転換を進めるには、高収益作物の安定供給は必須であることから、次期作における土づくりや排水対策等を徹底することにより、高収益作物の供給力と生産体制の強化を実現	⑥ 土壌改良・排水対策の実施 (作柄安定に資する対策の実施等)	取組実施面積
	⑦ 被害防止技術の導入 (作柄安定に資する対策の実施等)	取組実施面積 (資材又は機械の導入面積)
エ 作業環境の改善に資する取組 開拓した販路の継続的な確保のためには、営農継続と安定化が重要であり、農作業事故の防止や作業者の代替性を向上させる観点から、農業機械安全装置の導入, ほ場周りの安全性の確保とともに、安全講習の受講等による安全への意識向上などを通じて、生産者の安全を確保するとともに営農の継続性を確保	⑧ a. 労働安全確認事項の実施 (講習会の受講等) b. 農業機械への安全装置の追加導入, ほ場環境改善・軽労化対策の導入	取組実施面積
オ 事業継続計画の策定の取組 農業者(農業団体)として、新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するための体制を構築	c. 事業継続計画の策定等	

【交付対象面積（交付単価5万5千円／10aの場合）】

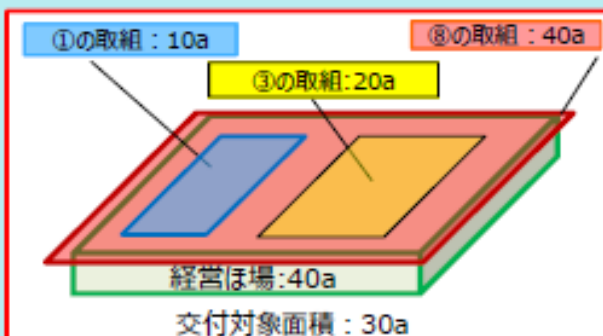
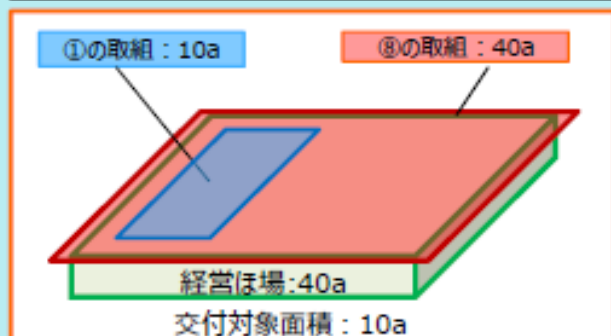
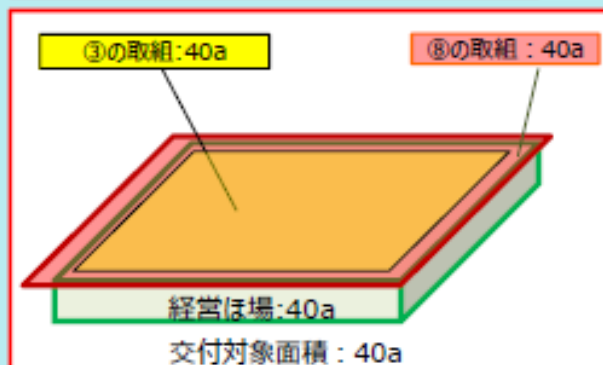
※ 交付対象面積に対して、交付は一ほ場につき1回限り。

※ 交付対象面積の合計面積に、1 a未満（高集約型品目は0.1 a未満）の端数があるときは、切り捨て。

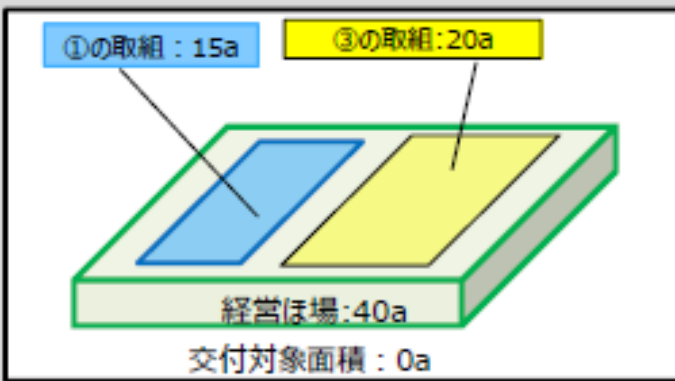
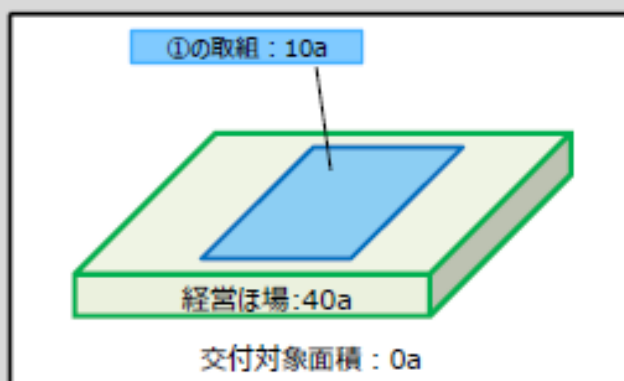
対象となる取組例



（※）エ又はオの取組（⑧）において、経営全体をカバーした場合



対象とならない取組例



【取組例（交付単価5万5千円／10aの場合）】

※ 次の①～⑧（⑧は前回取り組んだa～c以外）の取組項目の中から2つを選択し、実施。

取組類型	取組項目	取組内容
ア 生産流通コストの削減に資する取組	① 機械化体系の導入	☐ 定植機 ☐ 収穫機 ☐ その他農業機械 の利用 ☐ 乗用型摘採機 ☐ 可変型摘採機等 の利用 ☐ 乗用型管理機（防除機、中切り機、SS等）の利用 ☐ 可搬型刈ナラシ機等の管理機械の利用 ☐ 自動式・リモコン式草刈機の利用 ☐ 農業機械の共同利用 ☐ その他これに準ずる取組（ ）
	② 集出荷経費の削減に資する資材の導入	☐ 大型鉄コンテナ ☐ 選果機 ☐ 選花機 の利用 ☐ パレット ☐ 通い容器 ☐ 自動包装機 の利用 ☐ 産地等で推奨する梱包資材（段ボール等）の利用 ☐ 生葉トラックコンテナ ☐ オートテーパーの利用 ☐ その他これに準ずる取組（ ）
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③ 品目・品種等の導入	☐ 産地等で推奨する品目又は品種の栽培 ☐ 異なる茶種への転換（前煎からかぶせ茶等） ☐ その他これに準ずる取組（ ）
	④ 肥料・農薬等の導入	☐ 産地等で推奨する ☐ 肥料 ☐ 農薬 ☐ 資材 の利用 ☐ 点滴施肥 ☐ 総合的病害虫管理 の実施 ☐ その他これに準ずる取組（ ）
	⑤ かん水設備等の導入	☐ かん水装置（スプリンクラー等）の利用 ☐ 換気装置 ☐ 空調機器 ☐ LED照明装置 の利用 ☐ 分析装置 ☐ 気象関連機器 ☐ 冷蔵貯蔵庫 の利用 ☐ その他これに準ずる取組（ ）
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥ 土壌改良・排水対策の実施	☐ 天地返し ☐ 暗きょ施工 の実施 ☐ 浅耕等の耕うんの実施 ☐ 敷き草等の有機物の投入 ☐ 土壌改良資材の施用 ☐ 堆肥の投入 ☐ 土壌分析の実施 ☐ その他これに準ずる取組（ ）
	⑦ 被害防止技術の導入	☐ 土壌消毒の実施 ☐ 不織布 ☐ 二重張りカーテン の利用 ☐ 防虫ネット ☐ 防風ネット ☐ 電撃殺虫器 の利用 ☐ 防霜ファン等の利用 ☐ その他これに準ずる取組（ ）
エ 作業環境の改善に資する取組	⑧	a. 労働安全確認事項の実施（講習会の受講等）
		☐ 安全講習会（eラーニング含む）の受講 ☐ 農作業安全啓発動画の視聴 ☐ 機械の点検 ☐ その他これに準ずる取組（ ）
オ 事業継続計画の策定の取組	⑧	b. 農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労力対策の導入
		☐ トラクター安全装置の装着 ☐ 畦畔自動草刈り機の利用 ☐ ほ場進入路の改良 ☐ アシストスーツの利用 ☐ その他これに準ずる取組（ ）
オ 事業継続計画の策定の取組	⑧	c. 事業継続計画の策定等
		☐ J A等による事業継続計画の策定 ☐ 事業継続計画に基づく資材備蓄 ☐ その他これに準ずる取組（ ）

【取組例（交付単価80万円／10a・25万円／10aの場合）】

※ 次の①～⑦の取組項目の中から2つを選択し、各取組内容例から1つずつを実施。

※ 80万円／10aの場合は、イの③「品目・品種等の導入」は必須

取組類型	取組項目	取組内容
ア 生産流通コストの削減に資する取組	① 機械化体系の導入	○定植機 ○その他農業機械 の利用 ○農業機械の共同利用 ○その他これに準ずる取組（ ）
	② 集出荷経費の削減に資する資材の導入	○選花機・選果機 ○パレット ○通い容器 の利用 ○産地等で推奨する梱包資材（段ボール等）の利用 ○自動包装機 ○オートテーパーの利用 ○その他これに準ずる取組（ ）
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③ 品目・品種等の導入	○産地等で推奨する品目又は品種の栽培 ○その他これに準ずる取組（ ）
	④ 肥料・農薬等の導入	・産地等で推奨する ○肥料 ○農薬 ○資材 の利用 ○点滴施肥 ○総合的病害虫管理 の実施 ○その他これに準ずる取組（ ）
	⑤ かん水設備等の導入	○加温装置（ボイラー、ヒートポンプ等）の利用 ○空調装置の利用 ○かん水装置（スプリンクラー、点滴かん水チューブ等）の利用 ○自動カーテン装置 ○ミストファン の利用 ○CO ₂ 供給装置 ○複合環境制御装置 の利用 ○LED照明装置 ○冷蔵貯蔵庫 の利用 ○気象関連機器の利用 ○その他これに準ずる取組（ ）
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥ 土壌改良・排水対策の実施	○天地返し ○暗きょ施工 の実施 ○浅耕等の耕うんの実施 ○敷き草等の有機物の投入 ○土壌改良資材の施用 ○堆肥の投入 ○土壌分析の実施 ○その他これに準ずる取組（ ）
	⑦ 被害防止技術の導入	○土壌消毒の実施 ○不織布 ○二重張りカーテン の利用 ○防虫ネット ○防風ネット ○電撃殺虫器 の利用 ○その他これに準ずる取組（ ）

事業取組の注意点

※ 国の交付金事業であることから、会計検査院の検査の対象事業となります。

本市が検査の対象となった場合は、申請者（事業実施者）の中から複数人を抽出して、書類審査やほ場の現地調査などが実施されることがあります。

その際、会計検査院が証拠書類等を確認ができなかったり、交付対象外の面積で交付されている（【例】畦畔部分を除いていかなかったり、施設（ハウス）面積ではなく、農地基本台帳に記載の農地面積で交付を受けている）場合などは、交付金の返還となりますので、必ず、証拠となる書類の準備・保管、実際の取組面積の記載に注意しましょう。